

松くい虫被害予防のための薬剤散布の実施について

松くい虫被害予防のため、「ヘリコプターによる薬剤空中散布」を行います。早朝からの騒音及び、一部通行制限など、ご迷惑をおかけしますが、大切な森林資源である松林を守ることと森林の公益的機能の維持を図っています。

つきましては、安全に細心の注意を払い薬剤散布事業を進めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、散布する薬剤は、法律に基づき登録された安全基準を満たしている毒性の低い農薬で、定められた使用基準に従い散布しますが、農薬に過敏であると思われる方は、自主避難を心掛けて頂きますよう、よろしくお願いいたします。

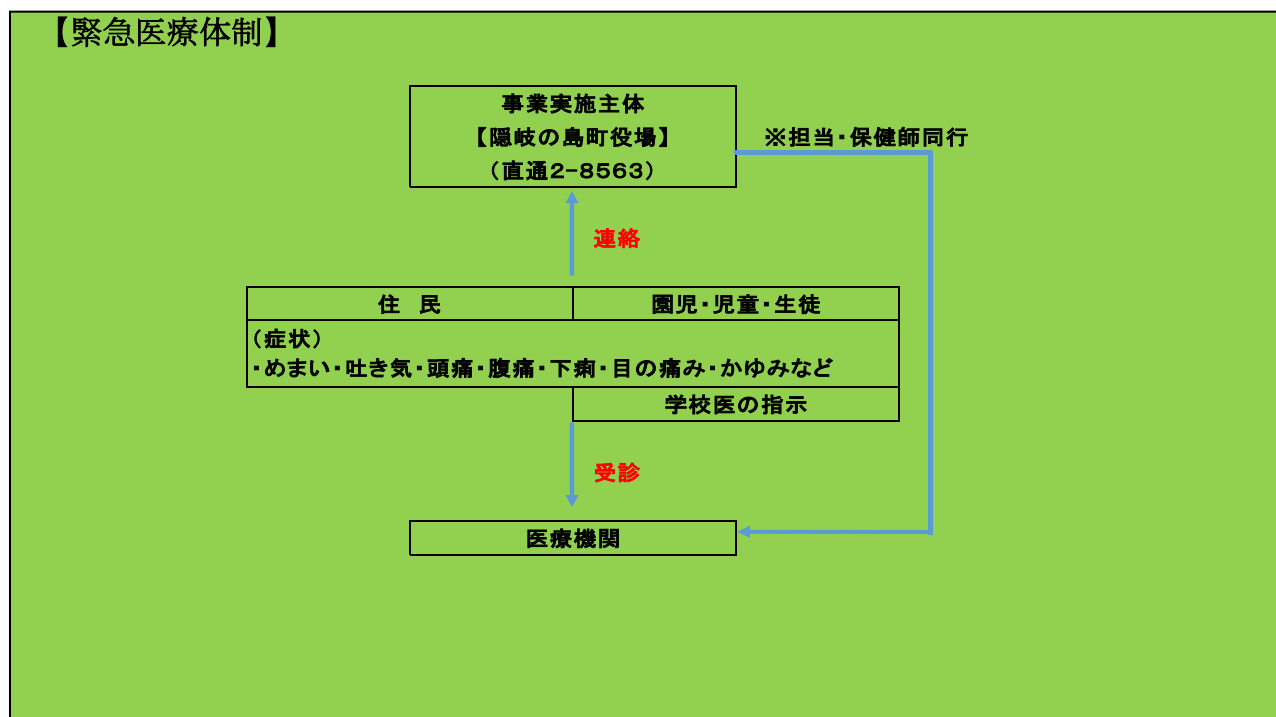
万が一薬剤散布が原因での体調不良と思われる方は、下記緊急医療体制での対応をお願い致します。

松くい虫事業等についてご不明な点がございましたら、**隠岐の島町役場農林水産課「松くい虫防除相談窓口」08512-2-8563（直通）**までご相談ください。

【医療機関連絡先】

- 隠岐広域連合 隠岐病院・・・2－1 3 5 6
- 宇野内科医院・・・2－2 5 7 2
- 医療法人半田内科クリニック・・・2－6 2 8 0
- 高梨医院・・・2－0 0 4 9
- 中村診療所・・・4－0 0 1 1
- 布施診療所・・・7－4 3 4 6
- 五箇診療所・・・5－2 0 0 5
- 都万診療所・・・6－2 0 2 5

【緊急医療体制】



お問い合わせ先：役場 農林水産課 電話：2-8563（課直通）

薬剤空中散布事業の概要

【散 布 区 域】

- 布施地区（浄土ヶ浦周辺）：4.03ha
- 西村地区（白島海岸周辺）：40.91ha
- 代地区（ローソク島周辺）：14.98ha

【散布予定日時】

令和7年5月28日（水）午前5時頃～午前7時まで

【延 期 の 場 合】

降雨、風があるなど天候が悪い場合は日程を順延して実施します。

【使 用 薬 剤】

スミパインMC（マイクロカプセル剤）

【希 釈 倍 率】

2.5 倍（使用薬剤 12ℓ を 2.5 倍に希釈し、ヘリコプターによりヘクタールあたり 30ℓ 散布）

【そ の 他 注 意 事 項】

- ・ 散布当日は「早朝 5 時頃から 10 時頃」まで、散布区域周辺で通行制限を行います。
- ・ 散布薬剤は安全基準を満たしていますが、念のため散布当日から 3 日間程度は、散布区域内へは立ち入らないでください。また、散布後 1 週間程度は、散布区域内及び散布区域周辺での野草の実などの採取、山水、湧水の採水は控えてください。
- ・ 万一、空中散布が原因と思われる体の不調が現れたときは、必ず役場にご連絡の上、医療機関を受診するなど、適切な処置を受けてください。